

(様式3)

公立病院改革プランの概要

団 体 名		三 沢 市									
プ ラ ン の 名 称		三 沢 市 立 三 沢 病 院 改 革 プ ラ ン									
策 定 日		平 成 2 1 年 3 月 3 1 日									
対 象 期 間		平 成 2 1 年 度 ～ 平 成 2 7 年 度									
病 院 の 現 状	病 院 名	三 沢 市 立 三 沢 病 院									
	所 在 地	青 森 県 三 沢 市 中 央 町 四 丁 目 1 番 1 0 号									
	病 床 数	2 2 0 床									
	診 療 科 目	内 科、外 科、整 形 外 科、脳 神 経 外 科、小 児 科、産 婦 人 科、耳 鼻 咽 喉 科、眼 科、泌 尿 器 科、放 射 線 科、リ ハ ビ リ テー シ ョ ン 科、麻 酔 科、形 成 外 科、歯 科 口 腔 外 科、腫 瘍 内 科、皮 膚 科、周 産 期 科 (1 7 診 療 科)									
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>緊急性の高い脳・循環器系疾患に対する機能を強化し、また特徴ある医療の確立として、他の医療機関連携のもと、がん化学療法や緩和医療をおこない、さらに、現在建築中の新病院(平成22年11月開院予定)では、腎臓透析に対する機能強化、救急告示病院としての必要な救急機能の充実、亜急性期医療に対応した機能、慢性期に対応した医療型療養病床、地域における保健医療福祉の一体的サービスの提供のための拠点機能、広域の在宅医療を含めた地域医療の後方支援病院としての機能充実、また、三沢市民のみならず周辺地域住民を含め、広域的な視野からの総合病院としての機能整備を行い、日々進歩する医療と多様化する地域住民の医療ニーズに対応するため、総合的、かつ専門的な診断・治療をより一層充実し、子供から高齢者までの全ての地域住民が「誕生から死に至るまで」を安心して頼れる「治療完結型病院」を基本とした良質な医療サービスの提供を図る。</p>									
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>自治体病院として、民間医療機関では提供が困難な救急医療・小児医療、周産期などの不採算医療等を担っていることから、地方公営企業法に基づく、不採算医療に係る経費について、一般会計より負担金、補助金等(一般会計繰出金)として繰出することとなり、その適用範囲、算定については、総務省の通知に基づかないものは、繰出し要求をしないこととしている。</p>									
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備考
	経常収支比率	100.2	100.1	100.3	93.1	94.1	94.9	95.4	95.9	100.0	
	職員給与費比率	48.4	48.8	49.8	52.6	52.4	52.0	51.8	51.6	51.3	
	病床利用率	85.4	86.4	88.2	90.0	90.9	91.8	92.7	93.7	94.6	
上記目標数値設定の考え方		<p>目標値設定にあたり、標榜診療科及び病床数については、現状維持を基本とし、さらに現在の社会趨勢からも大幅な増収は見込めないことから、前年度決算値、または過去5年間(平成15年度から平成19年度)の増減率及び決算平均値を基準として試算し、本プランで求められている改革プラン設定期間は3年から5年となっているが、当院では平成22年11月の新病院開院に伴い、平成26年度までは減価償却額の増加などにより、赤字経営となることから、平成27年度までの計画とした。 (経常黒字化の目標年度:27年度)</p>									

				団体名 (病院名)	三沢市(三沢市立三沢病院)						
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備考
室料差額の見直し		20,406	21,794	21,137	32,248	55,016	55,566	56,122	56,683	57,250	(千円)
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	<p>民間的経営手法の導入</p> <p>医師及び看護師の確保対策として、院内保育所の開設を予定しており、民間委託で行うこととしている。</p> <p>事業規模については、現状維持を基本としている。また、経営形態の見直しについては、新病院に移って体制が整ってから具体的検討を行うこととしている。</p> <p>物品管理システムを導入し、薬品・診療材料等の在庫管理と納入価格の見直しを随時行い、経費削減と抑制に努める。また、ジェネリック医薬品の積極的採用により、薬品費は対診療収益の20パーセントを目標とする。</p> <p>平成22年11月からの新病院では、室料差額ペットの見直しを行い、また、透視撮影室・血管撮影室の増設や人工透析の拡充により、増収を図る。</p> <p>現在当病院は一般病床220床で運営しております。平成22年11月から新病院に移り、一般病床190床、医療型療養病床30床を設置することとしておりますが、医療環境や社会情勢の変化が認められる場合には、見直しを検討していく予定であります。</p>									
	収入増加・確保対策										
	経費削減・抑制対策										
	事業規模・形態の見直し										
	民間的経営手法の導入										
	その他										
各年度の収支計画		別紙のとおり									
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度 89.1% 18年度 87.1% 19年度 85.4%									
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	現在建設中の新病院に平成22年11月に移り開院予定である。									

		団体名 (病院名)	三沢市(三沢市立三沢病院)
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	上十三医療圏内の医療機関は、当院、十和田市立中央病院、公立野辺地病院、公立七戸病院、六戸町国民健康保険病院の5病院で構成されている。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	青森県の自治体病院も地域での医療提供や医療体制に努めてきたが、現在多くの病院が経営の悪化や医師不足が深刻な問題となっている。「自治体病院機能再編成」として、県内6つの二次保健医療圏を単位として、自治体病院の役割や機能を明確にし、効率的で適切な医療が提供できるような体制作りを市町村一体で進めている。当院の位置する上十三圏域では、平成13年に圏域独自で機能再編成計画を策定し、平成19年3月に見直しを行い「上十三地域自治体病院機能再編成計画」を策定している。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 上十三保健医療圏域においては、平成19年3月27日に開催された上十三地域自治体病院機能再編成推進協議会において、上十三地域自治体病院機能再編成計画が承認された。	<内容> 三沢市立三沢病院の位置づけとしては、現在の機能を活かしながら、さらに、救急告示病院としての必要な救急機能、がん化学療法の機能強化、緩和ケア病棟の設置、循環器系医療・脳卒中の診断・腎臓透析に対する機能強化、亜急性入院医療に対応した機能(急性期入院以降の受入)、慢性期に対応した療養病床、当市における保健・医療・福祉の一体的サービスの提供のための拠点機能、広域の在宅医療を含めた地域医療の後方支援病院としての機能充実を推進し、なかでも、がん化学療法に特化した病院として位置づけ、数少ない医療資源を有効に活用しながら、すぐれた専門性を持って地域の診療と指導にあたり、さらに緩和ケア病棟を新たに設置することで、厚生労働省から指定を受けている「がん診療連携拠点病院」として、がん医療水準の均てん化の実現に向け、その責務を果たすこととしている。なお、機能再編成後の当院における病床数は、平成22年11月からの新病院開院後には、一般病床190床(うち亜急性期病床19床、緩和ケア病床7床)、療養病床30床の220床とする予定である。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	時期 経営形態の方向性の検討・平成21年度から 経営形態見直し計画の策定・平成23年度から 新たな経営形態への移行準備・平成24年度から 新たな経営形態への移行・平成25年度から	<内容> 当院の経営形態については、全国や県内の事例等を把握すると共に、地域医療の提供体制の実態や改革プランの達成状況等の推移を見定めながら検討し、「三沢市立病院運営審議会」委員の方々の意見をいただき、平成23年度末までに経営形態について結論を取りまとめることとする。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	市議会議員4名、学識経験者4名で構成する「三沢市立病院運営審議会」で事業全体の運営状況の評価と合わせて行うこととし、ホームページ等で公表する。	
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	毎年8月頃	
その他特記事項		特になし	

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度									
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
収	1. 医 業 収 益 a	4,275	4,409	4,339	4,436	4,532	4,599	4,675	4,738	4,808	4,880
	(1) 料 金 収 入	4,100	4,227	4,137	4,258	4,317	4,384	4,460	4,522	4,591	4,384
	(2) そ の 他	175	182	202	178	215	215	215	216	217	218
	うち他会計負担金	77	87	87	75	77	77	77	77	77	77
	2. 医 業 外 収 益	232	227	214	228	231	207	207	206	206	206
	(1) 他会計負担金・補助金	181	169	166	189	177	153	153	152	152	152
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	10	9	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	51	48	39	39	54	54	54	54	54	54
	経 常 収 益 (A)	4,507	4,636	4,553	4,664	4,763	4,806	4,882	4,944	5,014	5,086
	入	1. 医 業 費 用 b	4,292	4,446	4,415	4,500	4,837	4,874	4,910	4,951	4,999
(1) 職 員 給 与 費 c		2,104	2,135	2,119	2,211	2,383	2,408	2,431	2,456	2,481	2,505
(2) 材 料 費		1,325	1,412	1,339	1,298	1,238	1,258	1,280	1,298	1,319	1,341
(3) 経 費		728	768	819	861	794	794	794	794	794	794
(4) 減 価 償 却 費		119	113	105	99	405	397	388	386	388	203
(5) そ の 他		16	18	33	31	17	17	17	17	17	17
2. 医 業 外 費 用		172	180	131	147	278	232	232	231	229	225
(1) 支 払 利 息		62	59	34	66	157	112	111	109	107	103
(2) そ の 他		110	121	97	81	121	120	121	122	122	122
経 常 費 用 (B)		4,464	4,626	4,546	4,647	5,115	5,106	5,142	5,182	5,228	5,085
出	経 常 損 益 (A) - (B) (C)	43	10	7	17	-352	-300	-260	-238	-214	1
	特 別 損 益										
	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	638	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	2	2	2	2	1,444	2	2	0	0	0
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	-2	-2	-2	-2	-806	-2	-2	0	0	0
	純 損 益 (C) + (F)	41	8	5	15	-1,158	-302	-262	-238	-214	1
	累 積 欠 損 金 (G)	1,251	1,243	1,238	1,223	2,381	2,683	2,945	3,183	3,397	3,396
	不 良 債 務										
	流 動 資 産 (ア)	890	1,091	1,701	2,283	1,121	1,138	1,157	1,172	1,190	1,208
	流 動 負 債 (イ)	457	589	1,131	1,662	641	646	651	657	663	644
うち一時借入金	0	0	700	1,236	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (イ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引不良債務 (オ)	-433	-502	-570	-621	-480	-492	-506	-515	-527	-564	
単年度資金不足額 ()	88	69	68	51	141	12	14	9	12	37	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	100.9	100.2	100.1	100.3	93.1	94.1	94.9	95.4	95.9	100.0	
不良債務比率 $\frac{(I)}{(a)} \times 100$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	99.6	99.2	98.2	98.5	93.6	94.4	95.2	95.7	96.2	100.4	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$	49.2	48.4	48.8	49.8	52.6	52.4	52.0	51.8	51.6	51.3	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(a)} \times 100$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
病 床 利 用 率	87.1	85.4	86.4	88.2	90.0	90.9	91.8	92.7	93.7	94.6	

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度 区分		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		収	1. 企業債	108	1,345	1,496	3,410	173	20	20	20
	2. 他会計出資金	114	108	133	114	653	60	77	86	116	134
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	51	485	1,842	3,660	1,184	0	0	0	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	273	1,938	3,471	7,184	2,010	80	97	106	136	154
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計(a) - ((b) + (c)) (A)	273	1,938	3,471	7,184	2,010	80	97	106	136	154
支	1. 建設改良費	225	1,242	3,408	7,092	1,804	20	20	20	20	20
	2. 企業債償還金	125	765	167	165	650	110	130	149	210	249
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	350	2,007	3,575	7,257	2,454	130	150	169	230	269
	差引不足額 (B) - (A) (C)	77	69	104	73	444	50	53	63	94	115
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	77	68	104	73	444	50	53	63	94	115
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	77	69	104	73	444	50	53	63	94	115
	補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実質財源不足額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
収益的収支	() 257,951	() 257,211	() 252,828	() 264,179	() 253,791	() 229,940	() 229,785	() 229,606	() 229,274	() 228,924
資本的収支	() 113,737	() 108,387	() 133,001	() 114,821	() 653,041	() 60,440	() 76,856	() 86,083	() 116,349	() 134,883
合計	() 371,688	() 365,598	() 385,829	() 379,000	() 906,832	() 290,380	() 306,641	() 315,689	() 345,623	() 363,807

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。